

民事調停、家事調停の分野にいわゆる非常勤裁判官制度
を導入するための法改正の方向性について（案）

1 民事調停、家事調停の分野について、現在裁判官が担っている役割を、弁護士が非常勤の形態で担うことができる制度の導入を検討する。

2 民事調停制度

(1) 現行民事調停制度の概要

- ・調停委員会が調停を行う（民事調停法5条1項本文）。
- ・調停委員会は、調停主任1人及び民事調停委員2人以上で組織する（同法6条）。
- ・調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する（同法7条1項）。

(2) 新たに導入することを検討する制度

- ・民事調停法を改正し、弁護士も、民事調停事件に関し、非常勤の形態で調停主任など裁判官の役割を務めることができるようにする。

3 家事調停制度

(1) 現行家事調停制度の概要

- ・家庭裁判所において、家事審判法に定める事項を取り扱う裁判官は、家事審判官とする（家事審判法2条）。
- ・調停は、家事審判官及び家事調停委員で組織する調停委員会が行う（同法3条2項本文）。
- ・調停委員会の組織は、家事審判官1人及び家事調停委員2人以上とする（同法22条1項）。

(2) 新たに導入することを検討する制度

- ・家事審判法を改正し、弁護士も、家事調停事件に関し、非常勤の形態で家事審判官の役割を務めることができるようにする。